

《個人的所有の再建》論争をどうみるか

小松善雄

はじめに

社会主義、より正確にいつて共産主義＝結合的生産様式とは、現代の一人ひとりの個人にとっては何であるのか。共産主義＝結合的生産様式が「諸個人の十分な自由な発展」を根本原理とする（『資本論』岡崎次郎訳、国民文庫(3)一五三ページ）ならば、それはいかなる所有・取得形態によって実現されるものなのか。マルクスの個人的所有の再建論をめぐる論争はロシア革命にはじまる社会主義の現実的生成とその発展過程におけるスターリン批判、中ソ論争、チエコスロバキアの「人間の顔をした社会主義」の圧殺といった否定的諸現象をみすえつつ、根底において叙上のよ⁽¹⁾うな歴史的な課題意識のもとに提起され、展開されてきている。

従って、そこにはまた、マルクスに立ち帰っての社会主義像の探究とそれから進んで、いわゆる先進国革命における変革戦略として労働者統制、労働者管理運動を通じての「自主管理社会主義」への発展的展望を構築してゆく試図がこめられていたことができる。

では、問題は、いかに答えられるであろうか。周知のように『資本論』全三部の事実上の理論的・論理的総括とみ

《個人的所有の再建》論争をどうみるか

なされてよいその第一部第七編「資本の蓄積過程」第二章「資本主義的蓄積の歴史的傾向」においてマルクスは否定の否定の弁証法を駆使して、これについての叙述 \parallel 解答をしている。

すなわち、マルクスはまず第二章冒頭で、それまで考察してきた資本の本源の蓄積とは、西ヨーロッパ諸国の場合においては「直接生産者の収奪」 \parallel 「自己労働にもとづく私的所有」の解消であったと意味づけたのち、「社会的、集团的所有の対立物としての私的所有は、ただ労働手段と労働の外的諸条件とが私人のものである場合にのみ存在する」と、私的所有の存立条件を明示する。

そして主題 \parallel 「資本主義的蓄積の歴史的傾向」に関して、生産様式 \parallel 物質的生产様式と生産関係との矛盾 \parallel 桎梏関係の視点からおおよそ、以下のような論述を展開している。

自己労働にもとづく私的所有を基礎とする小経営的生产様式は、それが「生産および社会の狭い自然発生的な限界」としか調和しえないがゆえに、生産様式として衰亡し、自己労働にもとづく私的所有もまた、他人労働の形式的には自由な搾取にもとづく資本主義的私的所有に駆逐される。

しかし、資本主義にあってもひとつだけ独自の意味での資本主義的生产様式が確立するにいたると、労働の社会化、生産手段の共同的生产手段への転化、したがって私的所有者の収奪の主要な遂行形態が「資本家による資本家の収奪」という新しい形態をとり、「資本主義的生产そのものの内在的諸法則」の作用のもとで、資本の集中を旋回軸として労働過程の協業的形態から資本主義体制の国際化におよぶいちれんの転化過程がすすみ、労働者階級の抵抗が拡大するにつれて、今度は独自の意味での資本主義的生产様式に対し、外皮である資本主義的私的所有 \parallel 資本独占を桎梏ならしめ調和しえなくなる一点に到達させ、資本主義的所有の最後を告げる鐘が鳴り「収奪者が収奪される」と展

望する。

そしてこうした資本主義的生産の全生涯とその帰結の意味を定式化して、次のように述べる。

「資本主義的生産様式から生まれる資本主義的取得様式は、したがってまた資本主義私的所有も、自分の労働にもとづく個人的な私的所有の第一の否定である。しかし、資本主義的生産は、一つの自然過程の必然性をもって、それ自身の否定を生みだす。それは否定の否定である。この否定は、私的所有を再建しはしないが、しかし、資本主義時代の成果を基礎とする個人的所有 (individuelle Eigentum) を再建する (wiederstellen)。すなわち、協業と土地の共同占有と労働そのものによって生産される生産手段の共同占有 (Gemeinbesitz) とを基礎 (Grundlage) とする個人的所有を再建するのである。

諸個人の自己労働にもとづく分散的な私的所有から資本主義的な私的所有への転化は、もちろん、事実上すでに社会的生産経営にもとづいている資本主義的所有から社会的所有 (gesellschaftliches Eigentum) への転化に比べれば、比べものにならないほど長くて困難な過程である。前には少数の横領者による民衆の収奪が行なわれたのであるが、今度は民衆による少数の横領者の収奪が行なわれるのである」(前掲、四三八ページ、訳文は若干変更)。

さて『資本論』での個人的所有の再建論は、資本論第一巻刊行後、パリ・コミューンの歴史的経験を理論的に分析・総括した『フランスの内乱』においても、個人的所有の真実化命題として述べられている。すなわち「コミューンは、多数の人間の労働を少数の人間の富と化する、あの階級的所有を廃止しようとした。それは収奪者の収奪を目的とした。それは、現在おもに労働を奴隷化し搾取する手段となっている生産手段、すなわち土地と資本を、自由な協同労働の純然たる道具に変えることによって、個人的所有を事実にしようと望んだ (wanted to make individual pro-

party a truth)」（村田陽一訳、国民文庫、八六ページ）ともいわれている。

こういうわけであるから、個人的所有の再建論争とは、基本的には『資本論』の「歴史的傾向」中の「第二の否定」Ⅱ「否定の否定」をサマライズした「資本主義時代の成果、すなわち協業と土地の共同占有ならびに労働そのものによって生産される生産手段の共同占有とを基礎とする個人的所有を再建する」という命題をいかに理解するかをめぐっての論争といえることができる。

では、この論争において何が、いかなる理由、論拠から具体的な争点となったのであろうか。論争の今日的段階において、なお解明が求められている論点は何なのかを確認するために、少しくその展開過程をサーヴェイしておくことにしよう。

エンゲルスの個人的所有解釈

旧来、個人的所有の再建命題に関しては「印刷する前に原稿を全部彼（マルクス）引用考）に読みみかせ」（「三つの版の序文」）マルクスの了解のもとにまとめられた、エンゲルスの『反デューリング論』の第一編一三の「弁証法・否定の否定」で述べられている解釈がマルクスの解釈として正しいものとされてきた。すなわち、エンゲルスは、そこでデューリングが『国民経済学および社会主義の批判的歴史』第二版において、マルクスは本源的蓄積の「歴史的概説」で「否定の否定」の弁証法を利用して社会革命の必然性を証明しようとしているが、「土地及び労働手段の共同所有を基礎としての『個人的所有』の再興」とは「個人的であると同時に社会的でもある所有」という「もうろう世界」というべき結論に達しただけであると論難したのに対し、デューリングの方こそ「もうろう世界」に安住し「個人的

であると同時に社会的でもある所有」という「自家製のつくりごと」「奇々怪々なしろもの」をマルクスになすりつけているとして、ドイツ語版第二版に依拠して、次のような回答を与えている。

「マルクスはこう書いている。『それは否定の否定である。この否定は、個人的所有を再興するが、しかし、資本主義時代の成果を基礎として、すなわち、自由な労働者の協業と、土地および労働そのものによって生産された生産手段にたいする彼らの共同所有 (Gemeineigentum) とを基礎として再興するのである。自己労働にもとづく諸個人の分散的な私的所有から資本主義的な私的所有への転化は、もちろん事実上すでに社会的な生産経営にもとづいてゐる資本主義的な私的所有から社会的所有への転化よりは、くらべものにならないほど長々しい、きびしい、困難な過程である』。これだけである。つまり、収奪者の収奪によってつくりだされる状態は、個人的所有の再興であるが、しかし、土地および労働そのものによって生産された生産手段の社会的所有 (gesellschaftliches Eigentum) を基礎として、の再興である、といっているのである。だれでもドイツ語のわかる人にとっては、この文章は、社会的所有にはいるのは土地その他の生産手段であり、個人的所有にはいるのは生産物すなわち消費対象である、ということを意味する。そして、事柄が六歳の子どもにもわかるように、マルクスは五六ページで、『共同の生産手段で労働し、自分たちの多くの個人的労働力を自覚的に一つの社会的労働力として支出する自由な人々の結合体』つまり社会主義的に組織された結合体を想定して、こういつている。『この結合体の総生産物は一つの社会的生産物である。この生産物の一部分はふたたび生産手段として役だつ。それは引き続き社会的なものそのままである。しかし、もう一つの部分は結合体の成員によって生活手段として消費される。したがって、それは彼らのあいだに分配されなければならない』

(村田陽一訳、国民文庫1、二〇三—二〇四ページ)。

エンゲルスは、マルクスの「資本主義時代の成果」Ⅱ「自由な労働者の協業と土地および労働そのものによって生産された生産手段にたいする彼らの共同所有」を基礎とする「個人的所有の再興」全体を「社会主義的に組織された結合体」を「想定」したものととらえたうえで、「この文章は社会的所有にはいるのは土地その他の生産手段であり個人的所有にはいるのは生産物すなわち消費対象であるということを意味する」といつているわけである。

このエンゲルスの「生産手段Ⅱ社会的所有、消費対象Ⅱ個人的所有」説はその後、レーニンによっても『人民の友とは何か』において受け継がれ、定説となつていったものであり、さらにいうならば、ソヴィエトにおいて社会主義体制の勝利を確認した一九三六年のいわゆるスターリン憲法においても採用され、私的所有と異なる概念として個人的所有が区別されるようになり、その第一〇条において消費財に対する市民の個人的所有権が規定されるにいたつたのである。

平田清明氏の「個人的所有Ⅱ社会的所有の内容」説

だが、ソ連型社会主義・現存社会主義は、はたしてマルクスの考えていた社会主義の何を達成し、何が見失なわれたのか、社会主義においては「市民社会」の歴史的獲得物の何が継承されるべきなのかという批判的問題意識の成熟は、マルクスの個人的所有の再建命題に対するエンゲルスの解釈に再検討を迫る機縁を与えることになる。そして日本において、この再検討を正面から提起したのが平田清明氏であり、氏は、一六六八年「市民社会と社会主義」という論文（『世界』一九六八年二月号、『市民社会と社会主義』、岩波書店所収³）において「自由な人間の連合としての社会主義」というマルクスの社会主義像は『フランス語版資本論』にいうところの「否定の否定は勤労者の私的所有ではな

くて、資本家時代の獲得物たる、協業と土地をふくむ全生産手段の共同占有にもとづく、勤労者の個体的所有を再建（レタブリール）する」という命題を以下のように理解することによって語りうると思われたのである。「では『否定の否定』は、何を意味するのか。ひとたびは否定されたものが再び次元を異にしてあらわれることは、容易に推察されるところである。何があらわれるのか。ほかならぬ個体的所有である。近代市民社会において私的所有におおわれていた個体的所有が、いま、資本家の所有の、さらには私的所有一般の否定によって、ふたたび措定されるのである。それゆえ『資本家の蓄積の歴史的傾向』（『資本論』）に登場する『否定の否定』とは社会的所有の実現だとみなす通俗的見解は、論理学的にも誤謬である」（同上、一〇三—一〇四ページ）。

つまり、氏は、かの命題を通例理解されているように「社会的所有」の実現とみなすのは誤謬であって、「個体的所有の措定Ⅱ再建」ととらえるべきであるというわけである。

では、いうところの「個体的所有」とは、いかなる内容のものであろうか。これについて、「かつて市民社会は事實上、不平等な人間に対して法制上の平等という尺度をあてはめたという意味において、まさに市民的であったが、いま社会主義社会においても、労働という平等の権利は、不平等なものに対して平等Ⅱ同等の尺度をあてはめるという意味において、『市民的な権利』bürgerliches Rechtなのである。〔……〕このような市民的権利こそ、社会主義社会における個体的所有の法制的保証である。この権利の内容は、社会主義的協業に組みこまれた個体的労働時間なのであるから、個体的所有なるものは、共同の生産手段をもって産出する社会的富の、社会的所有の内容そのものである。個体的所有と社会的所有を対立概念と思うのは、全くの誤謬である。いわんや社会主義社会では生産手段は共有で生活手段は私有だとみなすのは、無概念的思考の絶頂である。『個体的労働を社会的労働として、またその反

対に「社会的労働を個体的労働として」現実的に措定すること（『経済学批判要綱』）、これが社会主義である」（同、一九ページ）といわれる。

すなわち、「個体的所有」とは「共同の生産手段をもって産出する社会的富の、社会的所有の内容そのもの」といわれている。

この「個人的所有」社会的所有そのものの内容」という基本的規定は、説明不足の感があるが、『コンメンタール「資本」2』（日本評論社）においては、「資本としての生産手段の共同性ではなく、勤労者諸個人の自己実現手段としての生産手段の共同性の、実現。それは、連合した勤労者個人にとって生産手段の『個体的所有』の成就にほかならない。『……』したがって否定の否定たる第二の否定とは、なによりもまず、『私的所有そのものの否定』であり、自己労働を基礎とする個体的所有の再建なのである。ただし、そこでの自己労働とは、資本のもとで資本の総集、労働力の一分肢の流動であることを揚棄したところの、つまり社会性をおのれみずからのうちにとりもどしたところの、自己労働」人格的労働なのである」（同、四八四ページ）と、それが「連合した勤労者個人にとって生産諸手段の個体的所有の成就」であるという説明がなされ、そしてフランス語版において再建命題につづいて記されている「集合的生産様式のうえにすでに事実上横たわっているところの資本家的所有の、社会的所有への姿態変換」という規定と個人的所有との関係について「『社会的所有への姿態変換』がさきの規定において『個体的所有の再建』と表現されている」と解し「この二つの規定は同じことの異なる表現であるが、しいていえば、後者が直接に資本蓄積過程のうえに立脚した理論的叙述であるのたいして、前者は本源的蓄積の全過程を顧み、そのうえで資本家的蓄積の歴史的傾向をふまえた理論的展開である」（同上、四八五ページ）とのべられている。

したがって、氏にあっては、個人的所有とは、エンゲルスのように「消費対象」に限定されるのではなく、生産手段一般が社会的所有の内容をなすものとしての個人的所有として、デューリングの規定づけでいえば、生産手段一般の「個人的で同時に社会的でもある所有」が再建されるとらえられていることになる。いうなれば、否定の否定によって再建されるものは、実質的・論理的にはデューリングの「個人的所有」社会的所有」説こそがマルクス解釈としては正しいとみ、デューリング説の再建を宣言されたとみなしうるのである。

ついで氏はフランス語版で、ドイツ語版の「土地および労働そのものによって生産される生産手段の共同所有」(Gemeineigentum)が「共同占有」(possession commune)に変更されたことに関して、この共同占有は、通説のように、社会主義において達成されるのではなく、「資本家時代に達成される最終的成果」であるという提説をおこなわれる。すなわち、氏は、資本家社会は「私的所有の枠内での私的所有の揚棄の過程を、最高限まで、つまり生産手段一般の共同占有にまで、高めるのである。社会主義は、資本家時代に達成されるこの最終的成果を現実的基礎として、勤労者の個体的所有を再建させ真に開花させていくのである」(前掲、『市民社会と社会主義』一〇五ページ)と述べ、エンゲルスと逆に「資本主義時代達成」説を採用されたのである。

では氏にあっての「共同占有」「勤労者全体の共同占有」とは何を意味するのであろうか。これについて『市民社会と社会主義』では「占有」を「事実上の所有」ととらえ「土地をふくむ全生産手段の共同占有」を「資本主義時代にすでに事実上成立している社会的所有」(マルクスにおける市民社会の概念について)、同上、七〇、七一ページ)といわれている。また、この点については「ヘンソジウム」『市民社会と社会主義』をめぐって(関東学院大学『経済系』一九七二年二月)でパラフレーズされているところによると、「もう一点、共同占有とは、次のことです。明確にこれ

は共同所有と区別されている。『占有』という概念をマルクスが使っている。占有と所有との区別はどこにあるかというならば、占有とは事物の具体的な利用を意味します。果実を結ばせる過程をも含みます。具体的な利用であります。人間の現実的な肉体と精神の活動に直接くっついてだけあるものが占有物であります。

それに対して、所有という概念は、一定の社会的な生産Ⅱ交通関係およびその享受としてあらわれる権利関係を含んでおります。この最後の、権利関係としての所有、つまり所有としての所有こそ、占有とは区別される所有の特質をなすものです。市民法にあつては、この意味での所有が私的支配力あるいは社会的排他性として、要するに私的所有として措定されています。今、問題になっている『資本家的時代の獲得物』としての生産諸手段に対する勤労者の共同占有とは資本家の私的所有に対立しているが、いまだ、私的所有を揚棄していない。そして、共同所有たる実をそなえていない。労働者の類的な力が資本という物象の力にさせられてしまっているがために、生産手段を現実^④に活用しているものがその成果を自由に処分することができない。それを自分たち自身の間で適応的に享受しあうということができない。要するに、労働者の勤労の成果は、生産手段の私的所有者の私的所有物ではない。しかもなお、資本家社会のそれ自体の発展の中で、市民社会に特有な私的所有は、私的所有の経済的に適応的な形態としての資本の運動それ自体によって、私的所有の枠内ではあるが、次第に揚棄されていく（同、八二ページ）ともいわれている。つまり氏にあつては所有と占有とは明確に区別されるものとされ、占有とは、端的にいつて「事物の具体的な利用」ととらえられているのである。

平田氏の社会主義Ⅱ個体的所有再建論の問題提起は、ソ連型社会主義・現存社会主義の否定的諸現象の根底に理論的にいつてマルクスの社会主義論における個人的所有視座が見失なわれているところにあつたという基調^④がこめられ

ており、それゆえにその通説批判は、ひとつの「衝撃」として大きな反響を呼ぶことになったのであったが、文献的にいってもエンゲルスが『反デューリング論』で依拠したのはドイツ語第二版であり、『フランス語版資本論』では「私的所有は再建しないが〔……〕個人的所有 (propriété individuelle) を再建する」とのべられ、私的所有と区別される個人的所有という概念が明瞭に打ち出されていること、したがって範疇の意味での個人的所有とは何かはテーマ的にもとり上げられるべき素地はあり、また「共同所有」の「共同占有」への変更の意味と理由もまた吟味が必要とされていたといえる。

したがって、平田氏のこの提起を受けて、以降、くりひろげられた、いわゆる個人的所有の再建論争は基本的には次の二つの論点をめぐっておこなわれる。すなわち、その第一は、共産主義Ⅱ結合的生産様式のもとでの所有・取得形態とはどのようなものかという根本点にかかわって、個人的所有とは何か、それはいかに理解されるかという論点であり、第二は、「協業、土地および生産手段の共同占有」、とりわけて「土地および生産手段の共同占有」が「資本主義時代の成果Ⅱ獲得物」であるといわれている場合、それは、資本主義のもとで達成され実現されるものとみるべきか、否かという論点である。

そして論争の展開は平田氏の立論、論定の仕方については批判を行ないつつも、解釈の路線としては氏の「個体的所有Ⅱ社会的所有の内容そのもの」という基本的規定Ⅱ「個人的所有Ⅱ社会的所有」説が同巧異曲で受け入れられていく形をとったといえる。

とはいえ、「個人的所有Ⅱ社会的所有」説は、元来、デューリングも自ら言うように、ぬえ的な「雑種形態」(Zwittergestalt)であるから、個人的所有と社会的所有のいずれに力点をおくか、両者の関連把握の仕方によって

は、数多くの「変種」 \parallel 類型が生ずることは避けられないし、この論争においてほぼ考えられる「変種」 \parallel 類型が開陳されたのである。

そこで、論点の深化 \parallel 発展という基準から、以下、代表的諸論者の見解をみておこう。⁽⁵⁾

竹内芳郎氏の「社会的所有 \parallel 社会的占有十個人的所有」説

まず「個人的所有 \parallel 社会的所有」説をとる論者のうち、個人的所有という点にアクセントを置き、社会的所有を内容的に個人的所有に還元する第一の「変種」 \parallel 類型に属する論者で、平田氏の論旨の含意を徹底させたことみなしうる竹内芳郎氏の所論からみてみよう。

竹内氏は「われわれにとって『資本論』とは何か」（『思想』一九七〇年四月六月号、『マルクス主義の運命』第三文明社所収）で、平田氏の「第一の、そして最大の成果」を「社会主義の最初のメルクマールを、生産手段の社会化 \parallel 国有化という通念から〈個体的所有の再建〉という今までのすっきり埋もれていた概念へと転換させたところ」（同、一四七ページ）に認め、「氏の一見奇異とみえる見解こそがマルクスの原思想を深く掘り当てているに相違ないとの、ほぼ明確な確信」（同）に到達される。つまり、氏は、個人的所有概念を初期マルクスの「ユダヤ人問題」における「現実の個体的人間が個体的人間のままで」……類的存在となる」という「人間的解放」論の「所有論的表現」とみて平田説をとり、自説を展開される。

そして氏はかのフレイズの「資本主義時代の獲得物」と「協業と土地の共同占有、労働そのものによって生産された生産諸手段の共同占有」とが文法的に同格であることを主要な論拠として、「生産手段の共同的、社会的占有は資

本制の獲得物」であり、「そのうえに立った個体的所有の再建こそが社会主義固有の獲得物だということ、疑い得ない」といわれ、「社会主義Ⅱ生産手段の社会的所有Ⅱ生産手段の社会的占有十個人的所有という定式が成立する」（同、一五一ページ）とする。ついで、この個人的所有が、消費手段ではなく生産手段の個人的所有である所以について主要には「〈個体的所有〉の本質をつきとめるためには、おなじ『資本論』のなかとと言っても、まるで別の箇所をひき合いに出してくるのでなく、この言葉の出て来る当の第二章第七節（ドイツ語版）Ⅱ第三章（フランス語版）自体のなかで、まず問題を考えるようにせねばなるまい。そうすれば、この章で問題とされている〈所有〉問題は、第一に、独立小生産者の個体的にしてかつ私的な生産手段所有形態、第二に、資本制生産者（資本家）の私的にしてかつ（占有形態上は）社会的な生産手段所有形態、第三に、社会主義社会における労働者の社会的にしてかつ個体的な生産手段所有形態——といった具合に、すべて、生産手段の所有にかかわっていることが、ただちに解けるはずである。どうしてこの最後の段階にいたっただけ、この章のどこでも問題にされて来なかつた消費手段の所有形態問題が突忽に現出するはずがあらうか」（同、一五二ページ）といわれているように「歴史的傾向」の章の所有問題の取り扱いに求めるとともに、「大体、もしもエンゲルスの解するように〈個体的所有〉とは消費手段の私的所有にすぎないものだったなら、どうしてマルクスがそんなものの再建を偉大な社会主義のメルクマールとして謳い上げねばならなかったのか、まるで解らなくなってしまうだろう。消費手段を私的に所有することぐらいいだつたなら、何も社会主義の実現を俟たなくとも、生産手段からは切り離されて売るべきものとしては己れの労働力しかもたない資本主義社会の労働者だって、十分おこなっているところではないか」（同、一五四ページ）と、資本主義のもとでの労働者の消費手段の私的所有によって論拠づけられる。

そして、これらをふまえ「社会的、共同的占有を基礎とする個体的所有」とは、エンゲルスの『資本論』の引照箇所との対応でいえば「共同の生産諸手段をもって労働し、自分たちの個人的労働諸力を自覚的に、一つの社会的生産力として、支出する自由人たちの連合体」という箇所こそかかわるのであって、こう解すれば「共同占有を基礎とした個体的所有」、生産手段の『社会的にしてかつ個体的所有』という、一見矛盾した、謎めいた概念が、デューリングのいわゆる *nebelwelt*（もうろう世界）であるところ、およそ人類の所有形態を根柢から変革するような、実に深遠な意味を有することが、手にとるように解る」（同、一五三ページ）と明言され、個人的所有の概念について「あたかもロビンソン（または直接的生産者）がその生産手段を己がものとして、所有していたように、〈自由人たちの連合体〉に所属する労働者たちが、こんどは個人的にはなく社会的、共同的に、つまり個々人の私的な占有に分散的にゆだねることなく、しかしおなじく己がものとして、その生産手段を所有すること」（同、一五五ページ）という「第一次定義」を与えられたのである。

福富正美氏の「個人的所有Ⅱ協同組合的の所有」論

さて、竹内氏の所論を一方の極とすれば、他方の極に立つのは、戦後、わが国において私的所有と個人的所有の区別の必要性をはじめて提起された功績をもつ福富正美氏で、この第二の「変種」Ⅱ類型にあつては、個人的所有の概念は「社会的・集团的所有の一種類」とされ、社会的所有に還元されている。そこで氏がどうしてこうした見解を編み出されたかであるが、そこには『経済学批判要綱』中の「資本主義的生産に先行する諸形態」にみえる本源的所有のゲルマン的形態における個人的所有Ⅱ個人的土地所有の氏独特の解釈がある。すなわち、古代ゲルマンにおける個

人的所有は「家族共同体」（世帯共同体）による所有であり、したがって家族的・集团的所有といつてよいもので、「共同体的土地所有から私的土地所有への過渡的形態」であつたから、それは「否定の否定」における第二の否定の結果として再建される個人的所有と対比されてよく、ゲルマン的形態のばあいの個人的所有が土地に関係していたことからすれば、再建される個人的所有は生産手段にも関係するものとみるのである（以上『共同体論争と所有の原理』、未来社、第一章「資本論体系における土地所有の一般理論」、第六章「大塚史学の構想にたいする批判と共同体の問題」）。

それであるから、氏は、結局「社会的生産過程の社会主義的發展段階におけるエレメンタルな所有形態は、あくまでも協同組合工場の所有であると考えられる。第二の否定の内容は、個人的所有というかたちでの社会的所有の実現である」（マルクスの『個人的所有』論について、京都大学『経済論叢』一九七二年三月、福富正美、田口幸一著『社会主義と共同占有』所収、創樹社、三一ページ）といわれるように、個人的所有そのものを「協同組合的所有」と理解される。

田口（富）、長砂、真木氏らの「労働者と労働諸条件の本源的統一」説

さて、「個人的所有⇨社会的所有」説をとることににおいては、前二者と同じではあるが、第一の変種⇨類型のよう
に生産手段の「個人的所有」にアクセントを置くのではなく、かといつて福富説のように、個人的所有を社会的所有
に全く還元するのに対しては踏みとどまって、いわば中間説として第三の「変種」⇨類型を打ち出したというべきも
のに「労働者と労働諸条件との本源的統一」説がある。⁽⁶⁾

田口富久治、長砂実、真木実彦氏らがこれに属するが、田口（富）氏のいわれるところからみると、氏は、「協業

と土地の共有と労働そのものによって生産される生産手段の共有が資本主義時代の成果と同格であるか、それとも社会主義のことを指すかという問題」では、「前者」を指すとされ、文献学的にみて、それは、当該パラグラフの前のパラグラフの、資本主義的生産様式が自分の足で立つようになって以降の「労働の社会化」「土地やその他の生産手段の社会的に利用される生産手段すなわち共同的生産手段への転化」、諸資本の集中と手を携えて発展する「ますます大きくなる規模での労働過程の協業的形態、科学の意識的な技術的应用、土地の計画的利用、共同的にしか使えない労働手段への労働手段の転化、結合的社会的労働の生産手段としての使用によるすべての生産手段の節約」（前掲③、四三七ページ）、および次のパラグラフの「事実上の社会的な生産経営」と同義であって「要するに資本主義時代に達成された『生産と労働の社会化』『社会化された生産力』を指している」（『マルクスにおける歴史認識と所有論——林直道『史的唯物論と経済学』によせて）『科学と思想』第二号、一九七一年九月、『マルクス主義政治理論の基本問題』、青木書店所収、一六九ページ）ことから証明されるとする。

つぎに、再建される個人的所有とは何かという問題に関しては、氏はマルクスの本源的所有における「生産Ⅱ所有」を所有一般についての規定ととらえる平田氏の本源的所有論をうけ入れられて「労働過程論的範疇としての所有Ⅱ」「労働者がわがものとしての労働の客観的諸条件と関係をとり結び、自然を変形してわがものとする」という意味での所有」と「生産関係的範疇としての所有Ⅱ」そのさいに個人が他人ととり結ぶ関係の観点からする所有」との区別を強調され（同上、一五一ページ）、個人的所有とは、この二重の所有論にたつとき、労働過程論的視点からすれば「生産手段と直接的生産者との再統一」「労働者が自己の財産としての彼の労働の客観的諸条件と関係している状態」（同、一五三ページ）で、生産関係視点からみれば「『自分の労働にもとづく』社会的所有」（同、一七一ページ）である

と規定される。

つづいて長砂夷氏は、平田氏の「個体的所有」＝「社会的所有の内容そのもの」という見解は「正しい要素」を含んでいると評価され、竹内氏の「マルクスの問題としたものは、徹頭徹尾、生産手段の所有形態であったとする」主張を「正しい」という研究Ⅱ論争の整理を下敷きにして、「個人的所有＝社会的所有」説を「労働者と労働諸条件との本源の統一」説をして発展させてゆく。それは、論争の継承関係からいえば、田口氏の「労働過程論的範疇としての個人的所有」論についての林氏による批判（後述）に同意され、個人的所有が「生産関係的範疇」である点を確認したうえで、「生産手段と直接的生産者との再統一」規定を論理的に整備したものととらえられる（社会的所有と『個人的所有』、関西大学経済・政治研究所『近代化の基礎理論』、研究双書第三一冊）。

いま、氏の所論を「社会主義にかんする古典的諸命題の現代的意義」（『唯物論』創刊号、汐文社）によってみておくことにすると、まず、個人的所有に関しては、次のようにいわれる。「マルクスが『否定の否定』によって『再建』されるとしている『個人的所有』とは、その実質的内容からいって、すぐあとに述べられている『社会的所有』と同義である。『社会的所有』としておけば疑問の余地がなかったものをマルクスがなぜ個人的所有と表現したかといえば『否定の否定』における最初の定立が、『自分の労働にもとづく個人的な私有』とされているからにすぎない。〔……〕『剰余価値学説史』のなかから〔……〕再引用するならば、ここで最初に定立されているのは、私有という性格をもった個人・家族的規模での『労働者と労働条件との本源の統一』であり、『否定の否定』によって『再建』される『個人的所有』とは、社会的所有という性格をもった、社会全体の規模での、『資本が創造する物質的基礎の上で、……再び回復される「本源の統一」』である。ここでマルクスが、『否定の否定』の結果として『個人的所有』が『再

『建』される、と述べたのは、最初の定立における『個人的所有』とそれとの共通的特徴を強調しようとしたものと、と考えることができる。共通的特徴とは、直接的生産者が同時に生産手段の所有者でもあるという関係、直接的生産者が自らの労働を自分のものとしての生産手段と結合する関係である。『再建』される『個人的所有』が最初の定立における『個人的所有』の高次復活であるのは、前者における『直接的生産者』は、後者におけるような文字通りの個人あるいは家族ではなくて、社会全体の規模で、『自分たちの沢山の個人的労働力を自分で意識して一つの社会的労働力として支出する』（『資本論』①一〇五ページ）直接的生産者全体であり、前者における『生産手段』は、後者におけるような未発達の分散的なそれではなくて、高度に発達した、『共同的にしか使えない』（同右②九九五ページ）それである、という点にある。すなわち、高次復活した『個人的所有』は、その内容からいえば社会的所有である。ここでは、『否定の否定』によって実現されるもの・生みだされるものと、高次で『再建』・『回復』されるものとは同一物であり、それは社会的所有にほかならない」（同上、二七―二八ページ）。

つぎに、「生産手段の共同占有」については田口（富）氏と同じく「協業と、土地や労働自身によって生産される生産手段の共同占有」とは『資本主義時代の成果』そのものを意味しており、生産手段の社会的所有を意味してはいない。すなわち、それは、『事実上すでに社会的生産経営』となっている高度に社会的性格をおびた生産、『ますます大きくなる規模での労働過程の協業的形態、科学の意識的な技術的应用、土地の計画的利用、共同的にしか使えない労働手段への労働手段の転化、結合的社会的労働の生産手段としての使用によるすべての生産手段の節約……』（『資本論』前出②九九四―九九五ページ）のことであり、『資本が創造する物質的な基礎』（『全集』第二六卷Ⅲ五四―五八ページ）のことである」（同、二九ページ）とされる。

真木実彦氏もまた「社会主義所有論研究序説(上)」(福島大学『商学論集』第四一巻第七号、一九七四年七月)において「本源的統一」説をとられ、「この解決」『否定の否定』は、文字どおり社会的になった生産手段の性格と適合的なものたらざるをえず、したがって何か別の私的所有の形態への転化ではなく、私的所有そのものの否定、社会的所有の実現によって以外にはありえない。しかし、一方ここで実現される社会的所有は、労働と労働諸条件との本源的統一の回復の実現なのであり、個々の社会構成員と切り離された特別の『他のもの』による所有ではないということもまた理論的必然であろう。ここで実現される社会は、『共同の生産手段で労働し、自分たちのたぐさんの個人的労働力を自分で意識して一つの社会的労働力として支出する自由な人々の結合体』(『全集』第三巻、a、一〇五ページ)なのであり、そこで実現される所有は、社会的所有、社会的に結合した労働者たちの個人的所有以外のものではありえない。『否定の否定』によって再建される『個人的所有』は、社会的所有という性格をもった社会全体の範囲で、しかも資本が創造する物質的基礎の上で再び回復される労働諸条件との本源的統一を表現するものなのである。したがってここで再建される『個人的所有』は、もはや私的所有ではありえない、社会的所有そのものの内実だといいかえてもよいであろう」(同上、二二〇—二二二ページ)とされる。

もっとも、真木氏は、「生産手段の共同占有」の理解においては、「生産の社会化を共同占有」という概念で把握することは基本的な難点をもつものと考えないわけにはいかない」(同、二三〇ページ)として、田口(富)、長砂氏らの解釈をしりぞけている。

林直道氏の「所有形態の表裏二流」説

「個人的所有⇨社会的所有」説の立場からの、以上のような多様な諸見解の提起に対し、「生産手段⇨社会的所有消費対象⇨個人的所有」説の立場から精力的に批判と理論的展開をおこない、論争の深化・発展に大きく寄与されたのが林直道氏である。すなわち、氏は『史的唯物論と経済学』（大月書店、下巻）において主として平田氏の所論に、『史的唯物論と所有理論』（大月書店）において平田、田口（富）氏の所論に、そして「資本主義的蓄積の歴史的傾向と『個人的所有』の再建の問題(1)(2)」（大阪市立大学『経済学雑誌』第七一卷第二号、第四号）においては、竹内、田口（富）、長砂氏の所論につき基本的な批判を加えられ、同時に「生産手段⇨社会的所有、消費対象⇨個人的所有」説の正当性を主張されたのであった。

それでは林氏の批判はどのようなものであったろうか。

まず、個人的所有の再建命題についての氏の基本的見解からみておくと、『史的唯物論と経済学』（下巻、第三章「論争」）の「Ⅲ平田清明氏の『個体的所有』論」において、とくに生産手段の個人的所有論に焦点をあてて、つぎのようにいわれる。「再建 (re-establis) というからには、この個人的所有は、定立—否定—否定の運動系列の出発点において、すでに存在したものでなければならぬ。ところで出発点にあるのは、『自己の労働に基づく個人的な私的所有』である。これのうちの何が『否定の否定』によって復活させられるのだろうか？

ある友人は次のようにいった。——マルクスは『私的所有を再建しはしないが、個人的所有を再建する』と書いている。ところが、出発点にあるのは、自己労働に基づく生産手段、個人的私的所有である。そこで、ここから私的所

有をとりのぞけば、生産手段の個人的所有がのこる。これが復活される。ゆえに、再建される個人的所有とは生産手段の個人的所有ではないのか！と。

この単純な引き算はどこがまちがっているのか？問題は、この議論が、出発点の『自己労働に基づく個人的私的私所有』という生産手段の所有形態のもとに必然的に伴われるものを見落したところにある」(同上、一九三一—一九四ページ)と論点を絞り込まれ、『資本論』第三卷第六篇第四七章「資本主義的地代の発生」における「自営農民の自由な所有は明らかに、小経営のための土地所有の最も正常な形態である。すなわち、この小経営という生産様式にあっては、土地の占有は労働者が自分自身の労働の生産物の所有者であるための一つの条件なのである」(前掲、国民文庫(8)三二七ページ)という叙述を典拠として「マルクスは、自営農民の自由な分割地所有を例にとりて、この『土地所有』をもとにして『自分自身の労働の生産物の所有』が行なわれることをのべている。つまり、『自己労働にもとづく個人的私的私所有』は、たしかに生産手段の個人的私的私所有であるが、それは必然的に自分の労働の生産物の個人的所有をもとにしたものである。このことが一般に見落されている。

そこで、この所有にたいする第一の否定は、労働者からかれの生産手段の所有をうばい、資本主義的私的私所有に転化する(収奪)が、その結果として、当然、労働者は、『労働の生産物の所有』をも奪われる(搾取される)。これは自明のことであるが、一般には見落されている。奪われたものはどうなるか？『他人の所有』に移るのである。これがマルクスの理論である」(同、一九四ページ)といわれる。

つまり個人的所有とは、生産手段所有に局限されるものではなく、労働者の自己労働にもとづく「労働生産物の所有」という内容をもとになった概念とみるわけである。したがって「否定の否定」においては「生産手段を収奪されて

いた労働者は、個々人の所有としてでなく、社会全体の所有として、生産手段をうばいかえす。つまり生産手段の資本主義的私的所有の社会的所有への転化である。この過程は、労働者による労働生産物の無所有に終止符をうち、労働者による労働生産物の個人的所有を復活・再建することになり、総括すれば「自己労働に基づく個人的私有→資本主義的私有→社会的所有、という生産手段所有制度の形態転化の裏側において、所有→無所有→所有という労働者による労働生産物の所有（＝個人的所有）の流れが、相対応していることが明らかである。だから『否定の否定』によって再建される個人的所有とは、生産手段の所有でなく、労働生産物の所有なのである。

ところで、いままでわれわれは労働生産物というふうに一般的に表現してきたが、そのなかには、労働者の『生きた労働』によって年々新たにつくりだされる部分の外に『過去の労働』のたんなる移転から成る部分（使用価値的には生産手段）もふくまれている。この部分は再生産的に継承されてゆくもので、これは個人的所有のなかへは入らない。社会総生産物のなかからこの部分をのぞいた部分すなわち使用価値的にいえば個人的消費資料が、個人的所有の対象となるのである」（同、一九六―一九七ページ）ととらえられたのである。

林氏のこの「所有形態の表裏二流」論は、エンゲルスが『反デューリング論』で、個人的所有の客体を「生産物すなわち消費対象」としていることに合理的な説明を与えようとされたものとみられる。そして前掲「諸問題(2)」ではさらに一歩進めて、かのパラグラフはその書き出しの一句に明らかなように「取得様式」が問題とされていること、フランス語版では「資本主義的生産様式に照応する取得は」と「取得」の方が主語となっていることに着目され、生産物をわがものとする『取得』を内に含んだものとしての所有にあっては、生産手段の所有形態だけでなしに、それを基礎とする生産物の取得＝所有形態もまた問題となる」（同上、三二ページ）と、その論拠を補強されている。

なお、この論点にかかわって、田口(富)氏の二重の所有論における「労働過程論的範疇としての所有」に関しての氏の批判にふれておくと、田口(富)氏の「労働者がわがものとして、労働の客観的諸条件と関係をとり結び、自然を變形してわがものとする」という規定は「わがもの」¹⁾「自己にぞくするもの」²⁾「自己の所有」を意味する以上、「原始共同体的所有」、「小生産者の所有」、「社会主義のもとでの社会的所有」にあてはまる「直接生産者自身による生産手段所有」であって、「完全に生産関係規定」(前掲『所有理論』、二五八—二五九ページ)である点を突かれている。⁽⁸⁾

つぎに、「資本主義時代の成果」という表現ならびに生産手段の共同所有の共同占有への変更をいかに理解するかという論点に関して、前掲諸論のうちもっともまとまっている最後の「問題(2)」論文で述べているところによってみておくと、前者については「『資本主義時代の成果』」という表現はきわめて一般的なものであって、資本主義において、資本主義時代の内部で実現されてしまう成果だけを意味するとはかぎらない。それは資本主義時代が生み出す成果、つまり資本主義時代をつうじて資本主義のうちに、資本主義の次の時代¹⁾社会主義において実現されるものをあらわす言葉でもありうる。そのどちらを意味するかはその前後の文章から判断すればよいのであって、ここはそのあとに土地・生産手段の共同占有(共同所有)と明記してあるのだから、社会主義において実現される成果であることは明らかである」(同上、五〇—五一ページ)。

すなわち、文法上の吟味もさることながら、最終的には「土地・生産手段の共同占有(共同所有)」の明記を論拠に「資本主義時代の成果」とは「資本主義時代が生み出す成果¹⁾資本主義時代をつうじて資本主義のうちに、社会主義において実現されるもの」と解されている。

では、「土地・生産手段の共同占有」とはいかなる事態を意味するのであるか。これについては、「占有」とは何

か、それは「所有」といかなる関係に立つかと問われ、「所有」とは、何らかの物を自己の独占的支配下におき、それを自由にしうることを意味するが、この所有は次の三つの内容をふくんでいる―その一つはある物をわが物として・自分の計算において使用しうること（法的には『使用权』または『用役権』とよばれる）、その二は、その物を運用して収益を取得しうること（法的には『収益権』）、その三はその物を最終的に処分しうること（法的には『処分権』）がそれである。

これにたいして『占有』とは、自分のために物を所持していることである。占有は『処分権』を含まないといえそれは物にたいする事実上の支配を意味し、したがって占有者はその物を自己の計算において、わが物として使用することができる。だから占有は、いわば不完全な内容しかもたぬ所有、低次の所有である、ということが出来る。

所有と占有とは、一方の所有が生産関係・社会関係をあらわすのにたいして、占有はたんなる労働過程的・生産力的過程にぞくする、というふうに区別されるのではない。占有もまた広い意味での所有の一部分であり、労働過程でなくて生産関係にぞくするカテゴリーにはかならない。したがって占有を、たんなる使用一般と同視することは明白な誤りである。

およそ人間が生産に従事する場合、かれはかならず生産手段を『使用』する。だが、だからといってかれは同時に生産手段を『占有』しているとはかぎらない。生産手段の『占有』関係は、その生産手段を使用する人間が現実的に、または事実上、それをわが物として、いる場合にのみ成立つのである。〔……〕

では資本主義的賃金労働者の場合はどうか、たしかに社会関係を一切捨象して、単純な労働過程としてみれば、資本主義のもとでも労働者が生産手段を使用する点に変わりはない。しかし労働者はその労働力を（時間ぎめで）資本家

に売り渡したのであり、資本主義的生産過程は、資本家によるこの労働力の消費過程である。ここでは労働者が生産手段をわが物として使用しているのではなくて、あべこべに非労働者⇨資本家が、労働力を生産手段に合体させ、これを一定時間わが物として使用しているのである。だからここでは、賃金労働者による生産手段の『占有』を語ることはナンセンスなのである。

そうだとするならば、資本主義的生産様式のもとで、宏汎に発展するところの労働の社会化、大規模生産、多数労働者の協業、多数労働者による生産手段の『共同使用』をば、賃労働者による《生産手段の共同占有》だとみなすのは完全に誤りである」(同、四四―四五ページ)と答えられている。

そして「共同所有」の「共同占有」への変更については「マルクスが、社会主義の下での、自由な、協働的な労働過程、生産過程の情景を生々と表現するために、生産手段の共同占有(皆が一緒にそれをわが物として使う)という表現にかえた」という理由にくわえて、ドイツ語での「所有」が『フランス語版資本論』では「占有」(possession)に書きかえられている諸例をあげて「処分権がさしあたり問題になっているわけではなくそれをもっぱらわが物として使用するということが主な意味内容となっている場合の『所有』は、普通、フランス語では『占有』という言葉であらわされることが多い」という「直接的な理由」(同、四六ページ)をあげられている。

林氏のこれらの所説については、福富、長砂、田口(富)、真木氏らからの批判があるが、第一に、マルクスが「歴史的傾向」のかのパラグラフにおいて主題的に扱っているのが「取得様式」の問題であって生産手段についてだけでなく生産物の取得形態が問題とされなければならないという指摘は、その後、論争の軌道をすえ直す意義をもったこと、第二に田口(富)氏の「二重の所有論」が成立しないことの論証は、長砂氏の「本源的統一」説の機縁ともなった

とみられるように、受認されていったこと、第三に、所有と占有、共同占有の意味を積極的に明らかにされたことは、真木氏が長砂氏の「物質的基礎」論を採用しなかったことによっても、有力な反論となったこと、少くとも、以上の諸点は否定できないところと思われる。

大野、西野氏らの「個人的所有⇨生産物の生産者個人⇨取得主体」説

さて、林氏の批判以降、「個人的所有⇨社会的所有」説は、いま一段、進化し、林氏の批判を一部受け入れるか、それに触発されたところの——同時に林氏の個人的所有概念の論定になお判明を欠く側面がみられることもあざかつてのことと考えられるが——「取得様式として所有」の立場にたつ第四の「変種」⇨類型が登場する。「生産物の生産者個人⇨取得主体」説というべきものがそれで、第三の「変種」⇨類型と同じく中間説であるが、第三の「変種」⇨類型が「個人的所有⇨社会的所有」のうち、「社会的所有」の側面を強調するのに対し、「個人」⇨諸個人が取得主体であるという点に力点を置く所説で、大野節夫、西野勉氏らに代表される。⁹⁾

たとえば、大野節夫氏は、『生産様式と所有の理論』（青木書店）の第三章『資本家的蓄積の歴史的傾向』の論理構成において、まず「資本家時代の成果」⇨「協業と土地を含むあらゆる生産手段の共同占有」の解釈について、「継承・姿態転換」の視角から、以下のように述べる。『協業と生産手段の共同占有』は『資本家時代の諸成果』である。だが、資本家時代にはこの諸成果は『資本家的外被』にまとわれたその内実として存在している。『協業』は賃労働者の協業として、『土地を含むあらゆる生産手段の共同占有』は、土地の近代的（⇨大土地）所有ないし国有化、そして生産手段の資本家的所有の社会化すなわち株式会社にみられる『社会的所有』、『少数者による社会的所有

の取得』(Vgl. K. III. SS. 455, 456.)として、資本家時代がつくりだした成果にほかならない。だが、『資本家的外被』をまとったまま、再建される個人的所有の実体的根拠をなすことはありえない。またたんに資本主義的外被をまとったこれらの諸成果を、基礎として、ステップにして個人的所有が再建されるのでもない。なぜなら、これはフランス語版の表現において無理な解釈であるだけでなく、『資本家時代の諸成果』が『否定の否定』のうちに継承され、個人的所有の基礎になることを無視するものである。マルクスは『協業と生産手段の共同占有』が『資本家時代の諸成果』であるとともに、『否定の否定』においてその外被が除去され、個人的所有の実体的根拠として継承されることを表現したのである。『協業と土地を含むあらゆる生産手段の共同占有に基礎をおく労働者の個人的所有』は『否定の否定』においてつくりだされる未来の所有である。この未来の所有を、『否定の否定』において『第一の否定』に否定された個人的所有の再建であると明示し、『資本家時代の諸成果』の『資本家的外被』を除去した継承であると規定したのである。これが『否定の否定は資本家時代の諸成果に基礎をおく労働者の個人的所有を再建することである。ここにたんに再建だけでなく、継承をもみぬかねばならない』(同上、二二二―二二三ページ)。

そしてつづく個人的所有論においては「再建される個人的所有の理解で問われるべきは、それが生産手段の個人的所有なのか、それとも消費手段の個人的所有なのかということではない。問われるべきことは、個人的所有がどのような所有であるかということ、すなわち一定の客体対象の所有か、それとも取得としての所有かということである」(同、二一七ページ)と問題を設定され、「個人的所有はここでは、一定の客体の所有形態ではなく、取得としての所有取得様式である」ことを確認する。したがって「生産手段の所有ではなく、取得としての所有においては、個人的所有は生産者の個人的取得、あるいは生産者個人が取得主体であることを表現するものである」(同、二一八、二一九ページ)

ジ）。

しかし共産主義の取得様式は「集団的生産様式を実体的根拠とする個人的所有」であるから、このことを「生産物に関わらしめて表示すれば、最初の、小生産の生産物の個人的所有は、集団的生産の生産物の個人的所有となって再建される。労働者Ⅱ生産者が集団的に生産したものを個人的に取得すること、これが再建される労働者の個人的所有である」と解釈し、マルクスはかの「共同の生産手段で労働し、一致した計画によって、多数の個人的な力を同一の社会的労働の力として支出する自由な人間の結合体」において生産を特徴づけ、「その協同的富の取得を、集団をなすつまり結合した自由な諸個人の取得として特徴づけたのである」（同、二二〇、二二一ページ）といわれる。

つぎに西野勉氏であるが、氏は「資本の直接的生産過程と『個人（個体）的所有』『再建』問題」（高知大学『海南経済学』第五号、一九七七年三月）において、まず、「生産手段Ⅱ社会的所有、消費対象Ⅱ個人的所有」説は「資本論第一部の論理レベルでは、資本の生産過程が、生産手段の生産過程であるか、消費対象の生産過程であるかは捨象されているように、その生産過程の成果Ⅱ生産物に関しても、それが生産手段であるか、消費対象であるかは捨象されている」ことを看過するという「論理的欠陥」を犯していると批判し、「『資本論』第一部の論理レベルと主題にそくして、資本制的私的所有の否定として、その再建が展望されている『個人（個体的所有）』規定を考えるとき、それは、資本制生産関係の粉砕の後に組織される直接的生産過程での直接的生産者Ⅱ労働主体のあり方に規定された、直接的生産者Ⅱ労働主体の、その生産物一般に対する関係、生産手段・消費対象という区分の未分化な、その区分の捨象された生産一般に対する関係に関する規定、と理解するのが論理的に当然であろう」（同上、六八一―六九二ページ）といわれる。

そして「個人的所有の再建問題の核心」は、「自己の労働を基礎とする個人的な私的所有」が私的・個別的・分散的ではあるが、自分の労働を基礎とする所有⇨「労働と所有の統一」を体现していた限りでは、直接生産者⇨労働主体と合一していた直接的生産過程の諸機能を再建すること、換言すれば「生産手段の『社会的・集团的所有』を前提し、その上に、①生産手段への労働者の結合、②労働⇨生産過程の指揮・管理、③労働⇨生産の成果の取得と利用・処分、という直接的生産過程が内蔵する諸機能を、資本の手から奪いかえして、個々の直接生産者⇨労働主体の手に再合一すること」と、「直接的生産過程の諸機能の、個々の直接生産者⇨労働主体における再合一」論を主張される。それゆえ「『否定の否定』が生み出す新たな所有の意味を、直接的生産過程における直接的生産者のあり方の問題として把えるならば、直接的生产者⇨労働主体が、直接的生产過程に属する諸機能を、自分達個々人の手に再合一すること、つまり『個人(個体)的所有』の『再建』、これが本質的内容であり、それを表現する形態が、『社会的・集团的』なのであって、『個人(個体)的』ということと、『社会的・集团的』ということが、ここでは、決して、対立したり、矛盾したりするものと考えられているのではない、と考えるべきなのである。両者は、所有の本質的内容とその実現形態という関係にあると理解すべきであろう」(同、七四―七五ページ)と結論づけられる。

つまり一言でいえば、再建される所有の「本質的内容」が個人的所有、「実現形態」が「社会的・集团的所有」とみるわけである。

このように氏も、その基本論理においては「生産物の生産者個人⇨取得主体」説をとられるわけであるが、ただし、西野氏は「資本主義時代に達成される成果」の理解については大野氏と異なり、「共同所有」を「共同利用」として、「資本主義時代に達成された成果」(die Errungenschaft der kapitalistischen Ära)としての『協業や、土

地および労働そのものによって生産された生産手段・の共同占有（『共同利用―筆者』）とは、少数の大資本による資本独占のもとで、その支配と所有を除去しさえすれば、現われ出る」であろうところの、「総じて、直接的生産過程の単位として、個人と社会との間に介入する企業というものの自立性・自足性が消滅するだけの生産の社会化（生産手段の利用「性格」の社会化と労働の社会化）が達成される」という「物質的生産諸条件」を指摘したもの（同、八四ページ）と理解しなければならぬといわれている。

以上、再建論争において提出された主要所説をみてきたが、考えられうる可能な解釈は「個人的所有⇌社会的所有」説については、ほぼ出尽した感がある。

さて、それでは、この個人的所有の再建論争はいかに評価されうるであろうか。

最近時、西野氏は『資本論体系』3「剰余価値・資本蓄積」（有斐閣）の「〈否定の否定〉へ個人的所有の再建」において、論争の整理をされ、(1)「資本制時代の成果」としての「協業や土地および生産手段の共同占有」について「共同占有」は『共同利用』の意味において理解するのが妥当」であり、「ひとことでは資本制生産の発展の結果達成される生産の社会化のこと」と理解するのが「妥当」（同上、三三二―三三三ページ）、(2)個人的所有の再建の意味については「『再建』されるものが『個人的所有』といわれるのは、第一義的には、生産⇌取得過程は社会的・集团的ではあるが、その生産⇌取得過程の基本的性格が非階級的・非私的という意味で個人的」なのだというのが「『正しい解釈』（同、三三四ページ）であろうとされ、これらが論争の「前進」「積極的成果」であり、かつ自説が「問題の最終的に正しい解決」に至りついたものとされている。

だが、はたして、現段階においてこのように言い切れるであろうか。これについては、氏とほぼ同じ論者の諸見解

を吟味された西村可明氏は「いわゆる『個人的所有』についての一考察」(二橋大学『経済研究』第二九卷第四号、一九七八年一〇月)において「個人的所有≡社会的所有」説の成立可能性に関して「それらの一定の難点を理由にマルクス解釈としてのそれらの成立可能性を否定することにも、マルクス解釈としてそのいずれをとるべきかを判断することにも、『個人的所有』にかんして現在利用可能なマルクスの文献だけでは情報不足であって、無理があると私には思われる」。「個人的所有概念は、それに関するマルクスの一層明確な規定でも新たに発見されないかぎり、一義的分明性に欠如するものだといえる」(同上、三四〇、三四一ページ)と述べておられるが、この結論の方が論争の客観的評価としては妥当であると思われる。とすれば、個人的所有の再建論争における二つの基本的論点はまだ未決着であり、とりわけ個人的所有概念に関するマルクスの規定がいかなるものであったかということの解明は、論争が前進と積極的成果を挙げるために、なお、なされなければならない一個の研究課題であるといわなければならないであろう。

それでは、マルクスは個人的所有というものをいかに考えていたであろうか。稿を改めて、マルクスの個人的所有概念を検討することにしよう。

(1) 個人的所有の再建論争そのものをとり扱った文献としては、さしあたり日本経済学会連合編『経済学の動向』第2集、第三章資本蓄積論2「個人的所有の再建論」(金子ハルオ・榊原宏)、富塚良三他編『資本論体系』3「剰余価値・資本蓄積」第II部論点10「否定の否定」(個人的所有の再建)」(西野勉)参照。

(2) 『人民の友とは何か』において、レーニンはミハイロフスキーの論難に対して「資本主義の現実の発展過程を―しかも、それだけを定式化するものである―主張するマルクスの図式」を擁護した注記において、個人的所有をつぎのように述べている。

「中世の経済制度のその他の諸特徴〔自己労働にもとづく個人的所有以外の〕は、ここでは無視されているが、それは、マ

『個人的所有の再建』論争をどうみるか

ルクスは資本主義的、社会構成体だけを研究しているのに、それは封建的、社会構成体に属する、というまさにその理由からである。資本主義の発展過程は、その純粹な形では（たとえばイギリスでは）、現実に、分散的な小商品生産者の制度および彼らの労働にもとづく個人的所有からはじまったのである（全集第一巻、大月書店、一七七ページ）。

これで見ると、この時期のレーニンにあっては「個人的私的所有」と「個人的所有」が同一視されており、その区別はじゅうぶん正確につかまれていたとはいえないように思われる。

(3) 平田氏の「市民社会と社会主義」論稿は、初出の『世界』発表時と著書所収のものとは相当の改変がみられる。しかし、内容上大きな相違がみられるのは、その国家論、「国家形成論」であって、個体的所有論でも目立つものとして、レーニンについての「資本主義時代の獲得物たる、協業および土地と生産手段の共同所有を語らない」（『世界』六〇ページ）といった驚くべき断言が、「共同占有のうえに、社会主義における個体的所有が開花することを語らない」（著書、一〇六ページ）と改められている箇所などが散見されるが、表現上の細部の変更に属するものが主であるので、引用は著書所収のものによることにする。なお、平田氏の「個体的所有の再建」論、「個体的所有と社会的所有の内容」説には、じつは、氏独特の「市民社会」概念と、「取得法則転換」論にもとづくところの「第一の否定」において「個体的所有」は私的所有におおわれ、「歪曲」「形骸化」され、「第二の否定」でおおいがとりのけられ、「真実化」という一種の個体的所有貫通論というべきものが理論的基礎をなしている。氏の「市民社会」論については、見田石介「平田清明氏はマルクスをいかに『発見』するか」（著作集第五巻『マルクス主義経済学の研究』所収）、さらにくわしくは、重田澄男『資本主義の発見——市民社会と初期マルクス』（御茶の水書房）、その「取得法則転換」論については佐藤金三郎『資本論』研究の一点——『領有法則の転回』について（『経済セミナー』、一九七六年一〇月）を参照。また、個体的所有貫通論については、林直道『史的唯物論と経済学』下巻（Ⅲ）「平田清明氏の『個体的所有』論」、長砂実「社会主義にかんする古典的諸命題の現代的意義」（『唯物論』創刊号）、真木実彦「社会主義所有論研究序説（上）」（福島大学『商学論集』第四一巻第七号）などで、それぞれ適切な批判が行われている。したがって小論では、この論点についてはとくにとりあげない。

(4) 私的所有と個人的所有の区別の問題が、マルクス以後のマルクス主義において完全に見失なわれていたとはいえない。例えば、リヤザノフは、その『共産党宣言注解』において、この区別を重要視し、以下のように、その区別内容を説明している。

「三五、私有財産と個人的財産、共産主義社会における分配の原理、我々は既に資本主義的所有方法が如何に、資本主義的

私有財産をつくり出すかを知った。これは自己の労働に基ける個人的私有財産の完全な否定である。同じく我々は、共産主義者は、唯、資本主義的私有財産をのみ収奪せん事を目的としているのみだという事を知った。共産主義はそれが他人の労働の搾取手段でない限り小生産者の手中に彼等の財産を残しておく、而して社会の全員の個人的財産という事を制定する。共産主義は直接生命の維持にとつて必要な生産物の個人的領有を廃止しやしない。併し此の領有の乞食の如き性質を廃止せんために共産主義は此の個人的所有をば資本主義時代に獲得されたものの上に即、自由な労働者の協力と生産手段（土地を含む）の彼等による共同管理との上に基礎づける。此の個人的領有が、この個人的財産が、如何なる形態をとるか、社会的生産物の各労働者間への分配が如何なる原則の上に基礎づけられたか、この事は歴史的条件の如何に、プロレタリアートに依つて政治権力の把握がなされた瞬間（モメント）における社会の生産力の發展程度の如何にかかっているのである」（早川二郎訳、ナウカ社、一一二ページ）。

これに関連して、戦前のいわゆる「日本共産党事件」―「治安維持法違反事件に対する公判闘争において、治安維持法の「私有財産ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、云々」（改正緊急勅令、第一条第二項、昭和三年）との関係で「共産党と私有財産制との関係をあきらかにする問題」に対し、徳田球一氏は、以下のような記述を残している。

「敵がわは、共産党は私有財産を否認するといふデマをまいていた。わたしはげんざいもいつていることだが、共産主義者は私有財産を否認しないし、また否認できるものでもない。否認したとて、あるものがなくなりはしないのだ。／わたしはそれまでもそうかんがえ、また書きもした。そして法廷でも、わたしはこのことを主張し敵がわのデマをついた。そうしたら裁判所がわは、治安維持法の『私有財産を否認し云々』の項に共産党が該当しなくなるので返事に窮した。さらに、私は『治安維持法はでたらめだ、共産党に私有財産否定の事実はない』とつっこんだので、先方はすっかり弱った。すると三田村が、またしても横から口をだしてかれらを救済した。『われわれは私有財産を否認するものだ。資本主義は私有財産制である。われわれは資本主義を否認するがゆえに私有財産を否認する』といった。資本主義と私有財産とはあきらかに内容をことにする。資本主義こそかえつて勤労大衆を窮乏におとしこみ、大衆の私有財産をすくなくするものだ。私有財産すなわち資本主義ではけつてない。それを三田村は詭弁を弄し、われわれの立場をあやまり伝え、天皇制裁判を救った」（徳田球一・志賀義雄著『獄中十八年』徳田球一篇、大月新書、六一ページ）。

共産主義のもとでの私的所有と個人的所有の問題はリヤザノフの整理が大筋において正しいと考えられるが、個人的所有の

再建論争は、こうした論点とも結びついているといえる。

また、戦後においては、一九六〇年、福富正実氏が『アジアの生産様式論』と『大塚史学』—塩沢君夫氏の『共同体理論』を批判する—（山口大学『東亜経済研究』復刊第四集第二号、一九八一—一九九ページ）において提示していたところである（『共同体論争と所有の原理』、未来社、四〇ページ参照）。

(5) 宇野弘蔵氏は『経済学方法論』においてマルクスの「否定の否定」の第一の否定を「共同体的所有の私有制による否定」に置き替え、第二の否定を「私有を再興するものではない」というのに対して『個別的所有』をあげるのではなく、共同体的所有を再興するのではないが、社会主義的所有をつくり出すということになれば、その変革の歴史的意義も明らかになる」（著作集第九巻、一三八ページ）といわれている。総じて宇野理論系統の諸論者にとっては、マルクスにおける私的所有と個人的所有の区別と個人的所有の再建論の積極的意義は認められていないようである。したがってこの系統の論作については割愛する。

(6) 長砂氏とはほ同じ時期、星莖惇氏もまた、福富氏の「個人的所有」論を協同組合的所有論を検討されて、個人的所有は「社会的・集団的所有」の一種類ではなく、それらは等置されるべきであるとされ、『社会的・集団的所有』というかたちでの個人的所有」という把握を行なっている（『否定の否定』と『個人的所有』・『社会的所有』、『歴史評論』第四一巻第七号）。

(7) 長砂氏・真木氏らの所説をデューリング流の「個人的所有」社会的所有」説の「変種」類型に所属させることには異議があるかもしれない。なぜなら、氏は「高次復活した『個人的所有』社会的所有の内実」という見解によれば、「個人的であると同時に社会的でもある所有（デューリングの表現）をマルクスが論じているわけではない」（長砂、前掲「現代的意義」二八ページ）ことになるといわれ、「社会的所有」個人的所有」は「共産主義的一般の基礎におかれるべき社会的所有そのもの」であるから「個人的かつ社会的所有」だとするのは「誤り」（真木、前掲「序説（上）」、二三三—二三四ページ）といわれているからである。

しかし、「個人的所有」社会的所有の内容・内実」説は、個人的所有概念が社会的所有概念と別個、独自の概念であることの否認のうえに立っての立論であることにかけては、他の諸説と同様であり、何よりもデューリングが問題にした「個人的であると同時に社会的所有でもある所有」の意味は、ほかならぬ「マルクス氏が新しい『個人的所有』を同時にまた（auch zugleich）『社会的所有』ともよんでいるのは、むしろ、ヘーゲルの言う矛盾を揚棄した（……）高次の統一がここに現われて

いるという」(前掲『反デューリング論』(1)、二〇一ページ)ものなのであるから、こうした位置づけは当を失するものではないと考えられる。

(8) 田口(富)氏は、林氏の批判へのリプライ「ふたたび歴史認識と所有論について」(季刊『科学と思想』第十一号、一九七四年一月)において「私が平田氏の『生産』所有」規定を「労働過程論的カテゴリー」、『類帰属』規定を『生産関係の所有カテゴリー』と命名した点については(この点についてはもちろん、平田氏には一切責任がない)、このような命名自体が妥当であったかどうかについて、一定の反省をしている。しかし、私が、平田氏のこの二つの規定を支持している点では変わりがない」(一三五ページ)といわれ、個人的所有については、新たに「ドイツ・イデオロギー」を延用されて「多数の生産諸用具がひとりひとりの個人―全体的個人―のもとに服属させられる」「結合した諸個人による生産諸力全体の占有(領有)」という「生産関係の所有カテゴリー」でもって説明されている。

(9) 田口幸一氏も、大野、西野氏とは異なる根拠づけ―社会的所有は「個人的所有の基礎」取得の基礎」に関係し、個人的所有は「再興の対象としての取得の性格」に関係するという「論理構造的区別」という観点から「個人的所有」生産物の取得主体」説を展開されている(『個人的所有とエンゲルスの『解釈』について』、阪南大学紀要『阪南論集―社会科学編―』第一六卷第一号)。そして福富氏との共著『社会主義と共同占有』(創樹社)第三部の「社会主義と共同占有」において、以下のように述べられている。

「『個人的所有の再建』とはなにか。『再建』であるかぎりには、否定の否定の弁証法において、それは、第一の指定としての『自分の労働にもとづく個人的な私有』の『肯定的成果』の『再建』でなければならぬ。そして、その『肯定的成果』はこれまでみてきたように、直接生産者による生産条件の『占有』と、この『占有』を基礎として『直接生産者が生活手段を直接に生産し、直接に取得する』ことであった。したがって、『再建』の対象には両者のどちらもなることができる。『……』『個人的所有の再建』命題における『再建』される『個人的所有』は、『直接生産者が生活手段を直接に生産し、直接に取得する』という『肯定的成果』だけに限定される。かくして、『個人的所有の再建』とは、『直接生産者が生活手段を直接に生産し、直接に取得する』という『自分の労働にもとづく個人的な私有』の『肯定的成果』を『高次に再建』することを意味している」(二〇五―二〇六ページ)といわれる。

そして福富・田口(幸)氏は「自由な人々の結合体」を「社会全体」として理解するのではなく、「個々の社会主義的『生産』『個人的所有の再建』論争をどうみるか

単位』として理解しなければならないとするところから「かくして、『個人的所有の再建』においては、労働者たちは個々の社会主義的結合体』『自由人の結合体』を『生産・取得単位』としながら、生産手段の『共同占有』を基礎として自分たちの生活手段を『直接に生産し、直接に個人的、『個別集团的』に取得する』のである。そして、まさにこの規定こそは、マルクスが『個人的所有の再建』命題において取得様式論の視点からとらえた社会主義的生産・取得様式の本質的部分、したがってまた、社会主義的所有の本質的部分の規定にほかならない』（二〇六ページ）とする。

そして、長砂氏らの「労働者と労働諸条件の本源的统一」説とこの規定との差異について、田口氏は「長砂氏は、必要生産物についても、その第一次的所有者は、『社会全体の規定での直接生産者たち』であるとされている。しかしながら、マルクスの『個人的所有の再建』命題の理解においては、必要生産物の第一次的取得者は、生産単位としての結合体における直接生産者たちでなければならない」（二二一ページ）といわれる。

また「資本主義時代の成果」と共同占有との関係については「『個人的所有』の再建の基礎としての『共同占有』は、『資本主義時代』を通過してはじめて、実現されるもの」（二二四ページ）ととらえ、「共同占有」概念を『資本が創造する物質的基礎』あるいは『共同使用』としてとらえる見解」、ならびに「共同占有」概念を『社会的所有』概念に解消あるいは同一視する見解』の双方を「まちがい」（二一九ページ）といわれている。

福富氏は、共著『社会主義と共同占有』では、旧説を「自己批判」されておられ、個人的所有の概念規定に関する限りでは、同じ「個人的所有』『社会的所有』説の第四の変種』類型といえる「生産物の生産者個人』取得主体」説に移行したものとみられる。